

豪州向け輸出水産食品の取扱要領

1. 趣旨

本要領は、我が国から豪州に輸出される水産食品の証明書の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 豪州向け輸出水産食品：我が国から豪州に輸出される別添1に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 特定魚種：(1)のうち、別添2に掲げる豪州の定める魚種
- (3) 非特定魚種：(1)のうち、別添2に掲げる特定魚種以外の魚種
- (4) 「consumer ready」製品：別添3に掲げる豪州の定める製品
- (5) 輸出施設：豪州向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては、最終保管）する施設
- (6) 輸出者：豪州向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (7) 畜水産安全管理課：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
- (8) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (9) 証明書：豪州向け輸出水産食品のための輸出証明書
- (10) 証明書発行機関：別添4の手続に従い農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関

3. 証明書の発行対象

証明書の発行対象となる水産食品は豪州向け輸出水産食品のうち次に掲げる食品とし、「consumer ready」製品を除く。

- (1) 頭及び内蔵を除去した豪州向け輸出水産食品
- (2) 頭付きで内蔵を除去した豪州向け輸出水産食品（養殖魚を除く）
- (3) 非特定魚種であって、内蔵を除去していない豪州向け水産食品

4. 輸出手続の概要

輸出者は、輸出施設が5.(1)のいずれかに適合することを証する書類とともに、5.(3)の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あて証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請

が証明書発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

5. 証明書の発行手続

(1) 輸出施設の要件

輸出施設の要件は次のいずれかに該当する施設とする。

食品衛生法第52条に基づく営業許可を有する施設

条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

(2) 証明書の発行申請

輸出者は、豪州向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式1の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関あて申請を行う。なお、にあっては申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出するものとする。

インボイスの写し

パッキング・リストの写し

船荷証券(BL)又は航空貨物運送状(AWB)の写し

(1)の要件を証する書類

なお、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式2により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行することができない。

(3) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件すべてを満たすものに対して行うものとする。

(1)の又はの規定に該当する輸出施設において最終加工又は最終保管されたものであること

別添5に規定する検査を行い、別添5に掲げる検査基準を満たしているものであること

関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること

頭及び内臓が除去された特定魚種又は非特定魚種の豪州向け輸出水産食品にあつては、別紙様式3の6.の動物衛生情報のうち少なくとも証

明事項 6.1 から 6.6 及び 6.8 の全てを満たしていること

に該当しない特定魚種の豪州向け輸出水産食品にあつては、別紙様式 3 の 6. の動物衛生情報のうち少なくとも 6.1 から 6.4 及び 6.6 から 6.8 の全てを満たしていること

に該当しない非特定魚種の豪州向け輸出水産食品にあつては、別紙様式 3 の 6. 動物衛生情報のうち少なくとも 6.1 から 6.3、6.7 及び 6.8 の全てを満たしていること

(4) 証明書の発行

(3) に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は次の点に留意しつつ別紙様式 3 の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査担当者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

記載する用語については、基本的に英語記載とすること

「Certificate number」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと

証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと

別紙様式 3 の 6. の動物衛生情報については、別添 5 に規定する検査結果及び別紙様式 1 による輸出者からの申請に基づき、該当する項目のみにのみチェック(レ)すること

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがある場合

過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であつて、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

その他相当の理由があると認められる場合

(6) 報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行について、加工流通課あて報告を行う。

6 . その他

(1) 輸出者自らの管理

輸出者は豪州の規則及び条件について自ら情報収集を行うこと等により、輸出水産食品に関する自主的な管理に努めるものとする。

(2) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、5 .(2) による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5 .(2) に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、豪州向け輸出水産食品が5 .(3) の要件を満たすかどうか調査することとする。

(3) 施設の食品衛生に係る問題の対応

輸出者は、関連する施設の食品衛生に関して、厚生労働省や都道府県衛生部局等から指示があった場合には、その指示に従うものとする。

豪州向け輸出水産食品 品目一覧

	HS番号	品目名	状態	備考
1	0302.21	ハリバット	生鮮冷蔵	
2	0302.22	ブレイス	生鮮冷蔵	
3	0302.23	ソール	生鮮冷蔵	
4	0302.29	その他ひらめ、かれい類	生鮮冷蔵	
5	0302.31	びんながまぐる	生鮮冷蔵	
6	0302.32	きはだまぐる	生鮮冷蔵	
7	0302.33	かつお	生鮮冷蔵	
8	0302.34	めばちまぐる	生鮮冷蔵	
9	0302.35	くろまぐる	生鮮冷蔵	
10	0302.36	みなみまぐる	生鮮冷蔵	
11	0302.39	その他まぐる	生鮮冷蔵	
12	0302.40	にしん	生鮮冷蔵	
13	0302.50	コッド	生鮮冷蔵	
14	0302.61	いわし	生鮮冷蔵	
15	0302.62	ハドック	生鮮冷蔵	
16	0302.63	コールフィッシュ	生鮮冷蔵	
17	0302.64	さば	生鮮冷蔵	
18	0302.66	うなぎ	生鮮冷蔵	
19	0302.67	めかじき	生鮮冷蔵	
20	0302.68	めろ	生鮮冷蔵	
21	0302.69	その他の魚	生鮮冷蔵	
22	0302.70	肝臓、卵、白子	生鮮冷蔵	
23	0303.31	ハリバット	冷凍	
24	0303.32	ブレイス	冷凍	
25	0303.33	ソール	冷凍	
26	0303.39	その他ひらめ、かれい類	冷凍	
27	0303.41	びんながまぐる	冷凍	
28	0303.42	きはだまぐる	冷凍	
29	0303.43	かつお	冷凍	
30	0303.44	めばちまぐる	冷凍	
31	0303.45	くろまぐる	冷凍	
32	0303.46	みなみまぐる	冷凍	
33	0303.49	その他まぐる	冷凍	
34	0303.51	にしん	冷凍	
35	0303.52	コッド	冷凍	
36	0303.61	めかじき	冷凍	
37	0303.62	めろ	冷凍	
38	0303.71	いわし	冷凍	
39	0303.72	ハドック	冷凍	
40	0303.73	コールフィッシュ	冷凍	
41	0303.74	さば	冷凍	
42	0303.76	うなぎ	冷凍	
43	0303.77	シーバス	冷凍	
44	0303.78	ヘイク	冷凍	
45	0303.79	その他魚	冷凍	
46	0303.80	肝臓、卵、白子	冷凍	
47	0304.11	めかじきフィレ	生鮮冷蔵	
48	0304.12	めろフィレ	生鮮冷蔵	
49	0304.19	その他魚フィレ	生鮮冷蔵	
50	0304.21	めかじきフィレ	冷凍	
51	0304.22	めろフィレ	冷凍	
52	0304.29	その他魚フィレ	冷凍	
53	0304.91	めかじきの魚肉(フィレを除く)	冷凍	
54	0304.92	めろの魚肉(フィレを除く)	冷凍	
55	0304.99	その他の魚肉	冷凍	
56	0305.10	魚粉、ミール、ペレット	冷蔵冷凍干	
57	0305.20	肝臓、卵、白子	塩干	
58	0305.30	魚のフィレ	塩干	
59	0305.42	にしん	薫	
60	0305.49	その他魚	薫	
61	0305.51	コッド	干	
62	0305.59	その他魚	干	
63	0305.61	にしん	塩	
64	0305.62	コッド	塩	
65	0305.63	かたくちいわし	塩	
66	0305.69	その他の魚	塩	

注) 証明書の発行対象となる水産食品は、本品目一覧から「consumer ready」製品を除いたものであり、かつ証明書発行要件に合致するものである。

特定魚種一覧

(平成21年3月24日現在)

注) 最新の豪州規則は、豪州ホームページにより確認すること
(参考: 豪州ホームページアドレス)

http://www.aqis.gov.au/icon32/asp/ex_casecontent.asp?intNodeId=8745254&intCommodityId=13725&Types=none&WhichQuery=Go+to+full+text&intSearch=1&LogSessionID=0

若しくは

http://www.aqis.gov.au/icon32/asp/ex_casecontent.asp?intNodeId=8745151&intCommodityId=13383&Types=none&WhichQuery=Go+to+full+text&intSearch=1&LogSessionID=0

Condition C9537

Specified finfish species

The following species from all countries other than New Zealand are considered specified :

- All species of farmed finfish (i.e. fish that are grown and harvested in an aquaculture system); and
- *Ambloplites* spp. (e.g. rock bass);
- *Ameiurus* spp.;
- *Ammodytes* spp.;
- *Anguilla* spp. (e.g. eel);
- *Anoplopoma* spp.;
- *Apolodinotus* spp.(e.g. freshwater drum);
- *Argentina* spp.;
- *Brevoortia* spp. (e.g. menhaden);
- *Clupea* spp. includes herring and sprat (*Sprattus* spp. is synonymous with *Clupea* spp.) but does not include (*Sardinella* spp or *Sardina* spp.);
- *Notropis* spp. (e.g. shiners)
- *Esox* spp.;
- *Fundulus* spp.;
- *Dicentrarchus* spp. (e.g. European sea bass);
- *Dorosoma* spp. (e.g. gizzard shad);
- *Epinephelus* spp. (e.g. grouper);
- *Ictalurus* spp. (e.g. channel catfish)
- *Lepomis* spp. (e.g. bluegill);
- *Merluccius* spp. (e.g. hake);

- *Micropterus* spp. (e.g. smallmouth bass);
- *Morone* spp. (e.g. striped bass);
- *Moxostoma* spp. (e.g. shorthead redhorse);
- *Mugil* spp. (e.g. mullet);
- *Mylio* spp. (e.g. black rockfish);
- *Navodan* spp. (e.g. oval file fish);
- *Neogobius* spp. (e.g. round gobies);
- *Pagrus* spp. (e.g. red sea bream);
- *Paralichthys* spp. (e.g. Southern flounder, Japanese flounder);
- *Perca* spp. (e.g. yellow perch);
- *Percopsis* spp.;
- *Pimephales*spp. (e.g. bluenose minnow);
- *Pomatoschistus* spp.;
- *Pomoxis* spp. (e.g. black crappie);
- *Sander* spp. (e.g. wall-eye)
- *Sardinops* spp. (pilchards);
- *Scomber* spp. (mackerel);
- *Scophthalmus* spp. (e.g. turbot);
- *Sebastes* spp.;
- *Seriola* spp. (e.g. yellowtail);
- *Solea* spp. (e.g. Senegalese sole);
- *Sparus* spp. (e.g. gilthead sea bream);
- *Stizostedion* spp. (e.g. walleye).

Plus all species in the Families:

Aulorhynchidae (tubesnouts)

- *Aulichthys* spp.
- *Aulorhynchus* spp.

Embiotocidae (surf/sea perches, including shiner perch)

- *Amphistichus* spp.
- *Brachyistius* spp.
- *Cymatogaster* spp.
- *Ditrema* spp.

- *Embiotica* spp.
- *Hyperprosopon* spp.
- *Hypsurus* spp.
- *Hysteroecarpus* spp.
- *Micrometrus* spp.
- *Neoditrema* spp.
- *Phanerodon* spp.
- *Rhacochilus* spp.
- *Zalambius* spp.

Gadidae (cods and haddocks, including blue whiting and pollock)

- *Arctogadus* spp.
- *Boreogadus* spp.
- *Eleginus* spp.
- *Gadiculus* spp.
- *Gadus* spp.
- *Melanogrammus* spp.
- *Merlangius* spp.
- *Micromesistius* spp.
- *Pollachius* spp.
- *Raniceps* spp.
- *Theragra* spp.
- *Trisopterus*spp.

Gasterosteidae (sticklebacks and tubenouts)

- *Apeltes* spp.
- *Culaea* spp.
- *Gasterosteus* spp.
- *Pungitius* spp.
- *Spinachiaspp.*

Lotidae (hakes and burbots, including ling, rockling and tusk)

- *Brosme* spp.
- *Ciliatasp.*
- *Enchelyopus* spp.

- *Gaidropsarus* spp.
- *Lota* spp.
- *Molva* spp.

Osmeridae (smelts)

- *Osmerini* spp.
- *Salangini* spp.
- *Hypomesus* spp.

Plecoglossidae (ayu)

- *Plecoglossus* spp. (Note: Salmonid conditions apply to all species of this genus)

Pleuronectidae (right eyed flounders, including flounder, dab, plaice, halibut and sole)

- *Acanthopsetta* spp.
- *Ammotretis* spp.
- *Azygopus* spp.
- *Clisthenes* spp.
- *Clidoderma* spp.
- *Colistium* spp.
- *Dexistes* spp.
- *Eopsetta* spp.
- *Glyptocephalus* spp.
- *Hippoglossoides* spp.
- *Hippoglossus* spp.
- *Isopsetta* spp.
- *Lepidopsetta* spp.
- *Limanda* spp.
- *Liopsetta* spp.
- *Marleyella* spp.
- *Microstomus* spp.
- *Nematops* spp.
- *Oncopterus* spp.
- *Paralichthodes* spp.
- *Parophrys* spp.
- *Pelotrestis* spp.

- *Peltorhamphus* spp.
- *Platichthys* spp.
- *Pleuronectes* spp.
- *Poecilopsetta* spp.
- *Psammodytes* spp.
- *Psettichthys* spp.
- *Pseudopleuronectes* spp.
- *Reinhardtius* spp.
- *Rhombosolea* spp.
- *Taratretis* spp.
- *Verasper* spp.

Scophthalmidae (turbot and topknots)

- *Lepidorhombus* spp.
- *Phrynorhombus* spp.
- *Scophthalmus* spp.
- *Zeugopterus* spp.

The following species from all countries in and islands surrounding Asia:

- *Evynnis* spp. (e.g. crimson sea bream);
- *Lateolabrax* spp. (e.g. Japanese sea bass);
- *Oplegnathus* spp. (e.g. Japanese parrotfish);
- *Pseudocaranx* spp. (e.g. striped jack);
- *Takifugu* spp. (e.g. tiger pufferfish); and
- *Thunnus* spp. (e.g. albacore, yellowfin and bluefin tuna, plus some other tuna).

The following species from Japan:

- *Parapristipoma* spp. (e.g. threeline grunt); and
- *Stephanolepis* spp. (e.g. file fish).

(別添3)

「consumer ready」製品の定義

(平成21年3月24日現在)

注)最新の豪州規則は、豪州ホームページにより確認すること

(参考:豪州ホームページアドレス)

http://www.aqis.gov.au/icon32/asp/ex_casecontent.asp?intNodeId=8745065&intCommodityId=11547&Types=none&WhichQuery=Go+to+full+text&intSearch=1&LogSessionID=0

Condition C9151

Consumer ready product is defined as product that is ready for the householder to cook/consume and includes the following:

- a) cutlets, including the central bone and external skin but excluding fins, each cutlet weighing no more than 450 grams;
- b) skinless fillets, excluding the belly flap and all bone except the pin bones, of any weight;
- c) skin-on fillets, excluding the belly flap and all bone except the pin bones, each fillet weighing no more than 450 grams;
- d) eviscerated, headless pan-size fish, each fish weighing no more than 450 grams;
- e) fish that is headless and eviscerated which has been salted, dried or smoked, of any weight
- f) product that is processed further than the stage described above, including commercially canned product.

(参考:仮訳)

Consumer ready の製品の定義; 家庭ですぐに調理/消費できるものであり、次のものをふくむ。

- a) 切り身で、中心の骨、外皮は含むが、ひれは除去されているもの。切り身1枚当たり450グラムを超えないもの。
- b) 皮無しのフィレで、腹部を囲む薄い肉及び pin bone を除く全ての骨がとり除かれたもの。重量制限はない。
- c) 皮付きのフィレで、腹部を囲む薄い肉及び pin bone を除く全ての骨がとり除かれたもの。フィレ1枚当たり450グラムを超えないもの。
- d) 内臓、頭が除去された pan-size の魚で、1尾当たり450グラムを超えないもの。
- e) 頭、内臓が除去され、乾燥、燻製又は塩漬けにされた魚。重量制限はない。
- f) 上記の段階以上に加工された製品であり、商業用の缶詰製品を含む。

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官による審査結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関は、以下(1)に掲げる要件を備える者であり、(2)の申請書類の提出により、証明書発行機関としての認定を受けることができる。

(1) 証明書発行機関としての要件

ア 証明書発行機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たしているものであること

法人格を有すること

証明書発行業務を行う方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること

証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと

証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有すること

証明書発行機関としての業務が財政的に可能であること

証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための手続及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な手続を内部文書として有すること

イ 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項を全て満たしているものであること

証明書発行機関と証明書発行申請者が利害関係者となることがないこと
株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者が証明書発行機関やその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)に属することがないこと

代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)ではないこと

(2) 提出書類

別紙様式4の認定申請書

別に掲げる申請手順に従って、適切に証明書発行を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

ア 定款の写し

イ 組織の概要を示す資料

ウ 組織の財務状況を示す資料

エ 役員の氏名及び略歴

オ 手数料に関する資料

カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成

キ 証明書発行人員、証明書発行体制、ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料

(3) 申請先

(2)に掲げる書類を次のあて先に正本を2部提出すること。

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03-3502-8111(内線6610)

03-3501-1961(直通)

FAX 03-3591-6867

(4) その他

農林水産省は、2.(2)による申請の審査に当たり、必要に応じ、申請者に対して2.(2)に掲げる資料以外の資料の提出等を求め、申請者が2.(1)の要件を満たすかどうか調査を行うこととする。

3. 認定証の交付

農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は2.により申請があった場合、2.(1)に掲げる要件を満たしているかを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせた結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合、申請者に対して別紙様式5の認定書を交付する。

4. 印章の届出

証明書発行機関は、認定書の交付後速やかに、別紙様式6により、証明書発行機関の印章を畜水産安全管理課及び加工流通課あてに届け出る。また、印章を変更しようとするときは、十分に時間的余裕をもって変更内容を届け出るものとする。

5．証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

畜水産安全管理課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施しているか確認する観点から、定期的に検査を行うものとする。

(3) 認定の取消

農林水産省消費・安全局長及び水産庁長官は、証明書発行機関について、次のいずれかの場合に該当するときは、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

2.(1)に掲げる認定要件を備えていないと認める場合

輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書を発行しなかった場合

証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認められる場合

(2)の検査を受けることを拒否した場合

その他相当の理由があると認められる場合

6．認定申請事項の変更及び認定の取消

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式7によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消を希望する場合は、別紙様式8に必要事項を記入の上、2.(3)のあて先に提出するものとする。

豪州向け輸出水産食品の検査手順

1. サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記2.について、1ロットの梱包数(N)に応じて、以下に示す開梱数(n)を目安とする。

1ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
N ≤ 150	3
150 < N ≤ 1200	5
N > 1200	8

1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数(n)は1とする。

2. 官能検査基準

共通事項

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと(冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。 病気の伝染による目に見える潰瘍がないこと。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。
その他	貨物には、証明書に記されていない種の魚が含まれない。

その他の基準

検査対象となる輸出水産食品の形態に応じて、以下のいずれの基準に合致するかを確認の上、別紙様式3の6.の動物衛生情報のうちの6.5から6.7の該当項目の にのみチェック(レ)すること

判断基準
<ul style="list-style-type: none">・内臓が除去されている。・頭とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。・内臓とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。

(別紙様式1)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

豪州向け輸出水産食品証明書発行申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書の発行を申請したく、下記輸出水産食品に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 魚の起源

漁獲・養殖情報(漁獲海域、漁獲方法、養殖場、陸揚げ地等について記載すること)

最終加工施設(未加工品にあっては最終保管施設)の名前及び所在地

2. 製品に関する説明

品名及び種名(学名)

区分(特定魚種か非特定魚種かを記載、養殖魚の場合は養殖魚と記載すること)

製品の状態

数量

輸送方法

積み荷の詳細(船荷証券番号、航空貨物運送表番号等)

3. 貿易情報

荷主(輸出者)の名前及び住所

荷受人(輸入者)の名前及び住所

4. 動物衛生情報

The fish were eviscerated. (魚は、内臓が除去されている。)

The head and gills were removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.

(魚は、頭とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)

The fish were eviscerated, the gills removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.

(魚は、内臓とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)

The fish were wild-caught and not grown or harvested in an aquaculture system at any stage.

(魚は、その全生育過程において養殖されていない。)

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

(1) 上記の記載事項が正しいこと

(2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること

(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること

(4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること

(5) 当該貨物は別添5に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること

(6) 豪州政府が要求する以下の条件を満たすものであること

豪州向け輸出水産食品は、日本の権限ある衛生管理当局により承認及び監督される最終加工施設(未加工品にあつては最終保管施設)において処理されたものであること

製品は病気の伝染による目に見える潰瘍がないこと

貨物には、証明書に記されていない種の魚が含まれないこと

(申請書の記載に関する注意事項)

1. 1. の については、記入は日本語によること。1. の 以外の記入は日本語、英語併記によること
2. 「品名及び種名(学名)」において、「品名」については商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を、「種名(学名)」については当該魚の種名を英語で記載し括弧書きで学名を記載すること
3. 「製品の状態」については、ラウンドの魚 (whole fish)、頭及び内臓を除去した魚 (head-off, gilled and gutted, 又は head-off, eviscerated)、頭付きで内臓を除去した魚 (head-on gilled and gutted) 等を記載すること
4. 「数量」については、100 × 10 kg cartons のように1パッケージの重量とパッケージの数を記載すること
5. 「輸送方法」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
6. 「積み荷の詳細」については、船荷証券番号、航空貨物運送表番号等を記載すること
7. 「4. 動物衛生情報」については、当該豪州向け輸出水産食品が該当する項目の のみにチェック(レ)すること

(別紙様式2)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

豪州向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 魚の起源

漁獲・養殖情報(漁獲海域、漁獲方法、養殖場、陸揚げ地等について記載すること。)

最終加工施設(未加工品にあっては最終保管施設)の名前及び所在地

2. 製品に関する説明

品名及び種名(学名)

製品の状態

数量

輸送方法

積み荷の詳細(船荷証券番号、航空貨物運送表番号等)

3. 貿易情報

荷主(輸出者)の名前及び住所

荷受人(輸入者)の名前及び住所

6. ¹Zoo-sanitary information: (動物衛生情報)

I, the undersigned inspector of the certifying organization authorized by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries to certify non-salmonid finfish products to be exported to Australia, declare with respect to the consignment described above that:

(非サケ科の魚類の水産食品の証明のために、農林水産省に認定された証明書発行機関の検査担当者は、当該貨物について、以下を宣言する。)

- 6.1 The fish were processed in a premises approved by, and under the control of, the food safety authorities in Japan.
(魚は、日本の食品の衛生管理当局により承認及び監督される加工施設で処理されたものである。)
- 6.2 The fish were examined by the certifying inspector, acting under the supervision of the Competent Authority.
(魚は、権限ある当局により監督された検査官により検査されたものである。)
- 6.3 The product is free from visible lesions associated with infection.
(製品は、病気の伝染による目に見える潰瘍がない。)
- 6.4 The fish were eviscerated.
(魚は、内臓が除去されている。)
- 6.5 The head and gills were removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.
(魚は、頭とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)
- 6.6 The fish were eviscerated, the gills removed, and internal and external surfaces thoroughly washed.
(魚は、内臓とえらが除去されており、内面と外面が完全に洗浄されている。)
- 6.7 The fish were wild-caught and not grown or harvested in an aquaculture system at any stage.
(魚は、その全生育過程において養殖されていない。)
- 6.8 The consignment does not contain fish species other than the species identified on this health certificate.
(貨物には、3. に記されていない種の魚が含まれない。)

Signed at:

Place:

(証明書発行機関住所):

.....
.....

on:

Date:

(証明書署名日):

.....
.....

by:

Signature of inspector:

(検査担当者の署名):

.....
.....

Official stamp:

(認定機関の印章):

¹ Check only applicable . (証明事項6.については、該当する文書にのみチェックをすること)

証明書に関する注意事項

- 1 . 用紙は別途指定するものを使用すること
- 2 . 証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること
- 3 . 「品名及び種名（学名）」において、「品名」については商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を、「種名（学名）」については当該魚の種名を英語で記載し括弧書きで学名を記載すること
- 4 . 「製品の状態」については、ラウンドの魚（whole fish）、頭及び内臓を除去した魚（head-off, gilled and gutted, 又は head-off, eviscerated）、頭付きで内臓を除去した魚（head-on gilled and gutted）等を記載すること
- 5 . 「数量」については、100 × 10 kg cartons のように1パッケージの重量とパッケージの数を記載すること
- 6 . 「輸送方法」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
- 7 . 「積み荷の詳細」については、船荷証券番号、航空貨物運送表番号等を記載すること

(別紙様式4)

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

申請機関名

所在地

代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、関係書類を添えて申請します。

(別紙様式5)

消安第 号
水漁第 号
年 月 日

殿

農林水産省消費・安全局長 印

水産庁長官 印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式6)
年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿
水産庁長官 殿

機関名
所在地
代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の印章の届出

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、証明書に押印する印章について下記のとおり届出します。

記

印章

(別紙様式7)

年 月 日

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長 殿
水 産 庁 長 官 殿

機関名

所在地

代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け20消安第12840号農林水産省消費・安全局長通知、20水漁第2375号水産庁長官通知)に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 8)

年 月 日

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長 殿
水 産 庁 長 官 殿

機関名
所在地
代表者

印

豪州向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「豪州向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 24 日付け 20 消安第 12840 号農林水産省消費・安全局長通知、20 水漁第 2375 号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号